平成２９年（フ）第１９６号
広島市南区宇品神田５丁目26番28―301号
ＥＲＯＥ宇品
債務者　平野　芳彦
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５号
佐賀県伊万里市東山代町天神2627番地
債務者　福田　和広
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３７号
佐賀県伊万里市山代町立岩409番地２
債務者　古川　鈴江
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１２５号
鹿児島県いちき串木野市川上2271番地
債務者　逆瀬川清美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
鹿児島県いちき串木野市川上2271番地
債務者　逆瀬川尚子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘８丁目11番19号
フェヴァリー桜ヶ丘102号
債務者　出口　克己
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
鹿児島県鹿児島市小山田町7346番地１
債務者　古園　正子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目12番５号
債務者　松永　昌三
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
鹿児島県鹿児島市西陵８丁目１番７号　下吉コーポ208号
債務者　小川　浄子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第９０号
山梨県甲斐市長塚360番地10
債務者　小林さつき
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
長野県上田市緑が丘３丁目21番12号　ニチイケアセンター上田緑が丘、住民票上の住所長野県上田市緑が丘１丁目11番12号
債務者　徳永　園子
法定代理人成年後見人　徳永　曉重
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１５号
静岡県富士市大淵345番地の109
債務者　遠藤　孝真
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８８号
静岡県富士市伝法1542番地の１
債務者　田中　鉄次
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２９号
三重県四日市市坂部が丘３丁目１番地12　５―516、前住所三重県四日市市あさけが丘３丁目１番地59　市営70号
債務者　楠滝友理江（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
三重県三重郡菰野町大字菰野1901番地　三滝ハイツ１―Ａ
債務者　水野　浩幸
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
京都市右京区嵯峨観空寺明水町33番地２　ロイヤルコーポＺＥＮ101号
債務者　中原　純也
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３２３号
京都市中京区壬生下溝町14番地
債務者　中西　秀一
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係